

中御意見モアリマシタカ中央委員ノ希望ハ之レニ
頗ル適切ノ概略ヲ請フ、御賛成ヲ得タイト云フノ
デアリマシタカラソレカラ代議員選舉規程ヲ施行シ
タノミデアリマス此ノ真ハ固シ全盟令、組織ノ改造ニホ
ノ中ニモアツタコト、思ヒマス此ノ固シ全盟令、案ハ本部、
改造案ト云レシ遠ハナイト云フコトヲ申シ上ゲテ置キス
ソレカラ次ニ中央委員ノ責任ト云フモノハ從テ、公規ニ規
定シ設ケテアルコトハ中央委員ト云フモノ、本部ニ
本部ニ設ケテ令取ト共ニ次期大会ニ至ルマデノイワ、
案件ヲ處理スルモノデアリマス之レハ統一全盟ニ之レカラ
政策的ノ組合ト云フコトヲ統一全盟ニ加味スルコトニ致
スト云フコトイワ、コトモアリマス、此ノ意味ヲラサキニ
案外ノ復、規程ヲ設ケタノデアリマス以上大体説

明瞭シマシタコトハ故ト、大要ノ案デアリマス此ノ案ハ諸
君、御賛成ヲ欲ヒタイト思フテ建テマス

議

衣 欽 水 君 只今ノ説明ニ賛成カアリマスカ

泉 君 会則改正中デ……(低聲囁取不他)

十五條トニ條トノニツ、中十五條トニ條ニ計スル見
解デアリマスカ、コノ賛成均ヲ答スルト私ハ此ノ説明、仕
柄ニ依テ亦希ニ不備ノ案ヲ起シ又時休改正シヤセ
バナラント云フ柄ヲコトカ出沐ルシ又、東ニ妙ノル統一
全盟、均等ヲ起シタマフ、原案ニ於、マルト思ヒマス
ノテ之レハヨク説明ヲ仰フ必要カア、アト思ヒマス此ノ
規約、全体ヲ見マスルト建議案及此ノ改正案、
ノ案、ソレハハス、以上審議ヲ終レテ私ハ此ノ規約ニ
於テ私共全員カ之レヲ信スレバ善トモナイカ、若シ